

計 画 年 度  
平成24年度～平成32年度

## 獣医療を提供する体制の整備を図るための宮城県計画書

平成25年3月  
宮 城 県

# 獣医療を提供する体制の整備を図るための宮城県計画

## 第1 産業動物分野及び公務員分野の獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

## 第2 産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保に関する目標

- 1 獣医師の確保目標
- 2 獣医師の確保対策

## 第3 産業動物分野及び公務員分野における診療施設の整備に関する目標

- 1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状（平成23年12月現在）
- 2 診療施設の整備に関する目標

## 第4 産業動物分野及び公務員分野における獣医療関連施設の機能・業務の連携

- 1 事前対応型の家畜防疫体制の確立
- 2 予防衛生を中心とした集団管理衛生対策の強化並びに家畜生産性の向上
- 3 診療施設・診療機器の効率的な利用
- 4 獣医療情報の提供システムの整備
- 5 診療効率の低い地域に対する獣医療の提供

## 第5 獣医療に関する技術の向上

- 1 産業動物分野
- 2 公務員分野
- 3 小動物分野
- 4 生涯教育

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

- 1 行政分野における適切な獣医療を提供する体制の整備
- 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等
- 3 その他

# 獣医療を提供する体制の整備を図るための宮城県計画

## はじめに

本県の畜産は、飼養頭数では乳用牛が全国9位、肉用牛が全国7位、豚が全国16位に位置し（平成24年2月1日現在、畜産統計）、畜産主産県としての地位を確立しており、農業産出額（1,641億円）に占める畜産の産出額の割合は、35.5%（584億円）（平成23年、生産農業所得統計）と大きなウエイトを占めています。

畜産は、食生活の中で不足しがちなカルシウム、鉄分や良質な動物性蛋白質の供給とともに、自給飼料等の生産活動を通じた県土の有効利用や自然環境の保全、耕種農家への良質たい肥の供給による耕畜連携など、環境に優しい資源循環型農業の確立にも寄与しています。加えて、農業体験活動や消費者と生産者との交流等を通じた豊かな人間性の形成といった役割も担っており、農業の持つ多面的な機能を遺憾なく発揮させている産業となっております。

一方、国際化の進展に伴う安価な畜産物の輸入増加や食品偽装問題、BSE・口蹄疫に代表される家畜疾病等の発生により、消費者の食に対する「安全」への関心が高まっている中、国内における口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生により、家畜伝染病発生時の危機管理体制の強化や安全で良質な畜産物の安定供給に携わる獣医師の果たす役割が重要になってきています。

しかし、近年、獣医学を専攻する学生の小動物診療への志向の高まりの中、産業動物及び公務員獣医師が減少していることから、本県畜産業の振興、食の安全の確保等を図るためにも産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保が喫緊の課題となっております。

本県では、平成23年3月に定めた「宮城県酪農・肉用牛生産近代化計画書」や平成23年11月に策定した「第Ⅱ期みやぎ食と農の県民条例基本計画」を踏まえ、適切な獣医療の提供等を通じ、家畜の生産性の向上や家畜伝染病的確な防疫措置、安全で良質な畜産物の安定供給を図ることとしています。

小動物分野の獣医療については、小動物の飼育世帯数が増加している中で、人獣共通感染症対策の観点も含め、良質な獣医療の提供や適切な飼育の指導、動物愛護の啓発等が求められています。

以上のことから、獣医療が今後とも本県の畜産の健全な発展や、動物保健衛生の向上及び食品の安全性の向上等に寄与するため、獣医師の確保や獣医療関連施設の機能連携、獣医療に関する技術の向上など、質の高い獣医療を安定的に提供する体制の整備を図ります。

なお、本計画の期間は、平成24年度から平成32年度までとします。

## 第1 産業動物分野及び公務員分野の獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

- (1) 本県における獣医療を提供する体制を整備するための地域区分(以下「地域区分」という。)は、現在の家畜保健衛生所の所管区分(大河原, 仙台, 北部, 東部), 農業共済組合の所管区分(県南, 宮城中央, 中央, 県北)とします。

表1 獣医療を提供する体制を整備するための地域区分

地域区分		連合会診療施設	市町村数	旧市町村
家畜保健衛生所	農業共済組合			
大河原	県南	県南家畜診療センター	9	大河原町 川崎町 柴田町 村田町 角田市 白石市 蔵王町 七ヶ宿町 丸森町
仙台	亘理・名取		4	名取市 岩沼市 亘理町 山元町
	宮城中央	家畜診療研修所	9	仙台市 塩竈市 多賀城市 大郷町 大和町 富谷町 大衡村 七ヶ浜町 松島町
北部	六の国	中央家畜診療センター	6	加美町 色麻町
	大崎			大崎市 美里町 涌谷町 栗原市(花山, 一迫, 瀬峰, 高清水)
	栗原			栗原市(花山, 一迫, 瀬峰, 高清水 以外)
東部	石巻	県北家畜診療センター	6	石巻市 東松島市 女川町
	迫地方			登米市 気仙沼市 南三陸町
4箇所	8組合	4施設	35	

【参 考】

(単位:頭,千羽)

区分	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏		
	戸	頭	戸	頭	戸	頭	戸	頭	戸	頭	
全 県	682	24,065	4,331	89,358	193	206,103	99	4,884,108	59	2,112,891	
県 南	大河原地振	160	7,215	337	17,509	22	55,686	39	765,388	17	441,837
中 央	仙台地振	62	2,290	236	4,913	8	1,820	22	578,431	5	437,300
北 部	北部地振	318	10,295	2,231	32,217	91	80,147	29	3,405,558	12	616,850
東 部	東部地振	142	4,265	1,527	34,719	72	68,450	9	134,731	25	616,904

※農場数, 飼養頭羽数は, 家伝予防法12条の4定期報告(H24.2.1現在)から  
 ※鶏は, 小規模飼養農場(100羽未満)を除いている。

## 第2 産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師の確保に関する目標

### 1 獣医師の確保目標

(1) 産業動物分野に携わる獣医師は120名（農業共済組合等の獣医師51名，民間の獣医師69名）です。

公務員分野の獣医師は136人，このうち，獣医師の家畜防疫員は61人で，一人当たりの管理頭数は3,363U（家畜衛生単位を人員数で除したもの），主要な畜産道県とほぼ同じ水準となっています。

しかしながら，平成32年度までに退職等により，産業動物分野で83人，公務員分野で60人が減少する見通しであるとともに，産業動物分野等への新規参入が減少する中で，将来とも獣医師が十分確保されるか不安定な状況にあります。

(2) このことから，産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師は，口蹄疫等の家畜伝染病の侵入に対する危機管理体制の強化，安全で良質な畜産物の安定供給等に的確に対応するため，家畜の飼養頭数や家畜疾病の発生状況，退職者数等を考慮し，計画的に確保していきます。

◆分野別獣医師数の状況と確保すべき人員

区分		平成22年12月現在	平成24年12月現在	目標 (平成32年度)	確保すべき 人員	備考
産業動物分野	全 県	152	120	120	83	
	大河原	31	26	26	20	
	仙 台	28	9	9	6	
	北 部	52	52	52	35	
	東 部	41	33	33	22	
公務員分野	農林水産部	59	61	61	26	
	環境生活部	84	75	75	34	

※確保すべき人員は，平成24年12月31日現在で50歳以上の人数を想定

### 【参考】

◆家畜保健衛生所の獣医師一人当たりの管理農家戸数(平成24年)

区分	総農家戸数 (B)	管理農家戸数 (B/A)
全国	10,241,466	43
1 宮崎	9,140	172
2 鹿児島	12,175	138
3 岩手	7,878	136
4 宮城	5,879	128
5 熊本	4,254	80
6 沖縄	3,472	79
7 福島	3,680	75
8 長崎	3,844	67
9 北海道	10,439	60
10 秋田	1,472	49

◆家畜保健衛生所の獣医師一人当たりの管理頭数(平成24年)

区分	家畜衛生単位(U):C (牛:豚:鶏=1:0.2:0.01)	管理頭数(U/人) (C/A)
全国	6,112,541	2,834
1 北海道	1,474,511	8,474
2 宮崎	442,695	8,353
3 鹿児島	640,800	7,282
4 群馬	229,830	4,690
5 熊本	244,547	4,614
6 岩手	248,595	4,286
7 栃木	222,858	4,205
8 茨城	200,105	4,169
9 千葉	208,039	3,410
10 宮城	154,712	3,363

※ 家畜衛生単位 (U) : 牛, 豚, 鶏の飼養頭羽数を換算係数に基づき換算したもの (牛: 豚: 鶏=1: 0.2: 0.01)

◆平成24年度畜産統計，農水省ホームページ「平成24年家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表について」をもとに作成

区 分		平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成24年度	平成32年度	
飼養頭羽数	乳牛	戸数	1,120	891	708	661	598
		頭数	32,400	28,300	23,500	23,200	25,000
	肉用牛	戸数	8,270	6,340	5,280	4,990	6,689
		頭数	102,600	95,300	90,000	89,600	106,000
	豚	戸数	620	323	190	175	171
		頭数	239,000	211,900	223,200	209,900	209,900
	鶏	戸数	156	136	120	159	159
		羽数	6,229,000	6,915,000	7,265,000	11,881,000	11,881,000
	家畜衛生単位		245,090	235,130	230,790	273,590	291,790

## 2 獣医師の確保対策

### (1) 獣医学生等に対する就業支援

- ① 獣医学生が産業動物診療や家畜衛生・公衆衛生業務等の理解を深めるよう、農業共済組合や県機関（家畜保健衛生所，食肉衛生検査所等）において，臨床実習や研修，職場体験の受入れ等を積極的に行います。
- ② 高校生等を対象に，社団法人宮城県獣医師会等と協力して，獣医師の職業に興味をもてるよう，その役割，職場を紹介する説明会を開催します。
- ③ 高校生，獣医学生に対し，国の産業動物獣医師修学資金についてPR活動を強化し，その活用を促進します。

### (2) 就業環境の改善

- ① 産業動物分野や公務員分野において，女性獣医師の占める割合が，今後も大きくなっていくことが予想されることから，女性獣医師の定着を図るため，女性が積極的に活躍できる環境づくりを推進します。

### (3) 獣医師の整備等

- ① 出産等による一時的な休職や育児期間中の勤務時間の制限に対応した人的支援，離職中の獣医師の産業動物分野及び公務員分野への再就職等に対応するため，社団法人宮城県獣医師会等と連携し，人材の確保を行います。
- ② 口蹄疫，高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病が発生した場合，疑似患畜等の殺処分や疫学調査，消毒など初動防疫活動に緊急的に対応するため，宮城県農業共済組合連合会や社団法人宮城県獣医師会，社団法人仙台市獣医師会等と連携して，民間の獣医師や退職した獣医師を含めたネットワークの整備を行います。

#### 産業動物獣医師修学資金

- ・ 地方公共団体，農業協同組合，農業共済組合などに勤務し，産業動物獣医師（家畜保健衛生所等も含む）を希望する獣医学生に対して，修学資金を貸し付ける制度。
- ・ 修学資金の貸与額は月額10万円（私立大学の場合は月額12万円）以内。貸付期間の1.5倍の期間，産業動物獣医師として従事すれば返還が免除。

### 第3 産業動物分野及び公務員分野における診療施設の整備に関する目標

#### 1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状（平成24年12月現在）

##### (1) 開設主体別の診療施設

診療施設数は、118か所です。開設主体別にみると、宮城県が4か所、農業共済組合が4か所、農業協同組合が2か所、法人等団体23か所、個人の施設85か所となっています。

◆ 開設主体別の診療施設（平成24年12月31日現在）

地域区分	宮城県	農業 共済組合	農業 協同組合	法人等団体	個人	備考
県全体	118	4	2	23	85	
大河原	21	1	0	4	15	
仙台	17	1	0	4	11	
北部	50	1	0	12	36	
東部	30	1	2	3	23	

##### (2) 主要な診療機器等

整備されている主な診療機器は、検体成分分析装置（血液生化学分析装置等）や、生体画像診断機（超音波診断装置等）、免疫・DNA診断装置（ふ卵器、ELISA検査機器等）、受精卵移植関係（プログラムフリーザー等）などとなっています。

#### 2 診療施設の整備に関する目標

- (1) 家畜保健衛生所においては、畜産経営の飼養規模の拡大や、口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防等に対応するため、農場段階の集団管理衛生技術の提供や事前対応型の家畜防疫体制の確立を図る必要があります。

このため、病性鑑定機能及び農場のサーベランス機能強化のために必要な施設・機器等を計画的に整備します。

また、整備された施設・機器を活用して得られたデータは、産業動物の診療等のために積極的に提供します。

- (2) 診療施設等の整備にあたっては、過剰投資とまらない範囲で、診療の効率化を図る機器等を中心とした整備を促進し、診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の活用を支援します。

##### 診療施設整備計画

（獣医療法第14条）都道府県計画に基づいて診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画（以下「診療施設整備計画」）を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができます。

## 第4 産業動物分野及び公務員分野における獣医療関連施設の機能・業務の連携

### 1 事前対応型の家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は、地域防疫の拠点機関として、市町村、農業共済組合、農業協同組合、社団法人宮城県獣医師会、社団法人仙台市獣医師会、畜産関係団体、地区家畜防疫員及び生産者等と連携し、組織的に機能するよう、事前対応型の家畜防疫体制の確立を図ります。

- (1) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生時に備え、「宮城県口蹄疫対策本部設置運営マニュアル」及び「宮城県口蹄疫防疫マニュアル」並びに「宮城県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ対策本部設置運営マニュアル」及び「宮城県高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル」に基づき、疑似患畜等の殺処分・焼埋却、消毒など初動防疫活動が迅速に実施されるよう、殺処分した家畜の埋却地の調整や防疫演習等を定期的に実施します。

また、家畜保健衛生所は常時、初動防疫活動に必要な消毒薬、資材等を備蓄します。

- (2) 国内外における家畜伝染病の発生状況、防疫対策に関する情報は、市町村、畜産関係団体及び生産者等に対し、迅速に提供し、家畜防疫に対する意識を高めていきます。

### 2 予防衛生を中心とした集団管理衛生対策の強化並びに家畜生産性の向上

- (1) 東日本大震災により疲弊した家畜経営体に対して、衛生管理を強化することによる家畜生産性の向上を推進します。
- (2) 家畜伝染病の発生防止や慢性疾病の除去等を図るため、農業共済組合や農業協同組合等と協力し、病性鑑定や疫学調査などサーベランス体制を強化します。
- (3) 農場段階での集団管理衛生技術の提供、農場段階への危害要因分析・重要管理点（HACCP）の導入・普及を推進します。

### 3 診療施設・診療機器の効率的な利用

産業動物の獣医療に携わる機関・団体に対し、それぞれが整備している診療施設・機器の相互利用や、家畜保健衛生所の検査機器等の活用を促進します。

### 4 獣医療情報の提供システムの整備

産業動物の獣医療に携わる機関・団体が有する臨床データや衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報について、研究会の開催やデータベース化など相互に利用しやすい体制の整備を推進します。

### 5 診療効率の低い地域に対する獣医療の提供

今後、獣医療の提供が困難となる地域にあつては、農業共済組合等の獣医療関係者間の意見調整を図った上、近隣の診療施設等による診療の提供を検討します。



## 第5 獣医療に関する技術の向上

### 1 産業動物分野

- (1) 新たに診療に携わる獣医師に対し、社団法人宮城県獣医師会等と連携し、実践的な診療技術や生産者とのコミュニケーション能力、獣医療に関する法令、食の安全性等に関する知識・技術を習得する機会を増やします。
- (2) 農業共済組合等が、地域の獣医師の技術向上を図るため、産業動物診療の指導者や、飼養管理・経営等に関する幅広い指導を行う管理獣医師を養成しようとする場合、社団法人宮城県獣医師会等と連携し、職員の研修会への参加、技術研修会の開催等を支援します。

### 2 公務員分野

- (1) 国等が主催する家畜衛生や公衆衛生、畜産関係分野等に関する講習会への参加を促進するとともに、伝達講習等を通じて、獣医療関係者や生産者等への知識・技術の普及を図ります。
- (2) 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、炭そ病、豚コレラなど重要な家畜伝染病の発生に的確に対応するため、家畜保健衛生所職員や地区家畜防疫員を対象に技術研修会を開催します。
- (3) 獣医系大学や国の研究機関等との共同研究、職員の獣医学博士号の取得などに積極的に取り組むとともに、家畜保健衛生業績に関する発表会の開催等を通じて、知識・技術の普及を図ります。

### 3 小動物分野

- (1) 新たに診療に携わる獣医師に対し、社団法人宮城県獣医師会、社団法人仙台市獣医師会等と連携し、実践的な診療技術や小動物の飼育者とのコミュニケーション能力、獣医療に関する法令等を習得する機会を増やします。
- (2) 専門性の高い獣医療や適切な獣医療を提供するための体制の整備を図るため、社団法人宮城県獣医師会、社団法人仙台市獣医師会と連携し、インフォームド・コンセントの徹底や獣医療相談窓口の設置、夜間・休日診療体制等について、診療に携わる獣医師による合意形成を促進します。

### 4 生涯教育

診療に携わる獣医師が、獣医療技術や家畜伝染病、公衆衛生等に関する最新の知識・技術を習得し、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、社団法人宮城県獣医師会や社団法人仙台市獣医師会獣医系大学等が開催する各種研修・講習会、学会等への参加を促進します。

#### 家畜防疫員

家畜伝染病予防法53条に基づく家畜防疫員として、知事が任命している民間等の獣医師。  
平成24年度は、128名

#### インフォームド・コンセント

正確な情報に基づいて、自己の責任で検査や治療などの医療行為を選択するという概念。

## 第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関する必要な事項

### 1 行政分野における適切な獣医療を提供する体制の整備

- (1) 獣医療の各分野において、獣医師に対する社会的ニーズや果たすべき責任、生産者等から期待される獣医療の水準などの把握に努めます。
- (2) 獣医師のコンプライアンスの徹底や食料のリスク管理等に関する社会的要請を踏まえ、獣医療に対する監視指導體制の整備、獣医療に関する相談窓口の明確化等を行います。

### 2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

- (1) 産業動物分野においては、社団法人宮城県獣医師会や社団法人宮城県畜産協会等と連携しながら、生産者に対し、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守や、ワクチン接種などの自衛防疫、食品の安全性の確保等に関する知識の普及啓発を図ります。
- (2) 小動物分野においては、宮城県動物愛護管理推進計画に基づき、人と動物が共生できる社会づくりを推進するため、社団法人宮城県獣医師会や社団法人仙台市獣医師会等と連携しながら、小動物の飼育者に対し、小動物の健康管理のための衛生知識の普及啓発・相談活動や、人獣共通感染症予防に関する情報の提供等を行います。

### 3 その他

- (1) 獣医療や食品の安全性に対する県民の信頼を高めるため、獣医療に関わる機関・団体は、ホームページや広報誌など広報媒体を通じ、獣医療の果たす役割に関する県民への理解醸成を推進します。
- (2) 本計画及び診療施設整備計画に基づき診療施設の整備を推進する場合、株式会社日本政策金融公庫からの農林漁業施設資金の融資の活用を支援します。

#### 飼養衛生管理基準の遵守

農林水産大臣が、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関して所有者が遵守すべき基準として定めている。家畜の所有者に基準の遵守を義務付け、遵守しない所有者に対しては、勧告・命令の行政指導を行う。

#### 自衛防疫

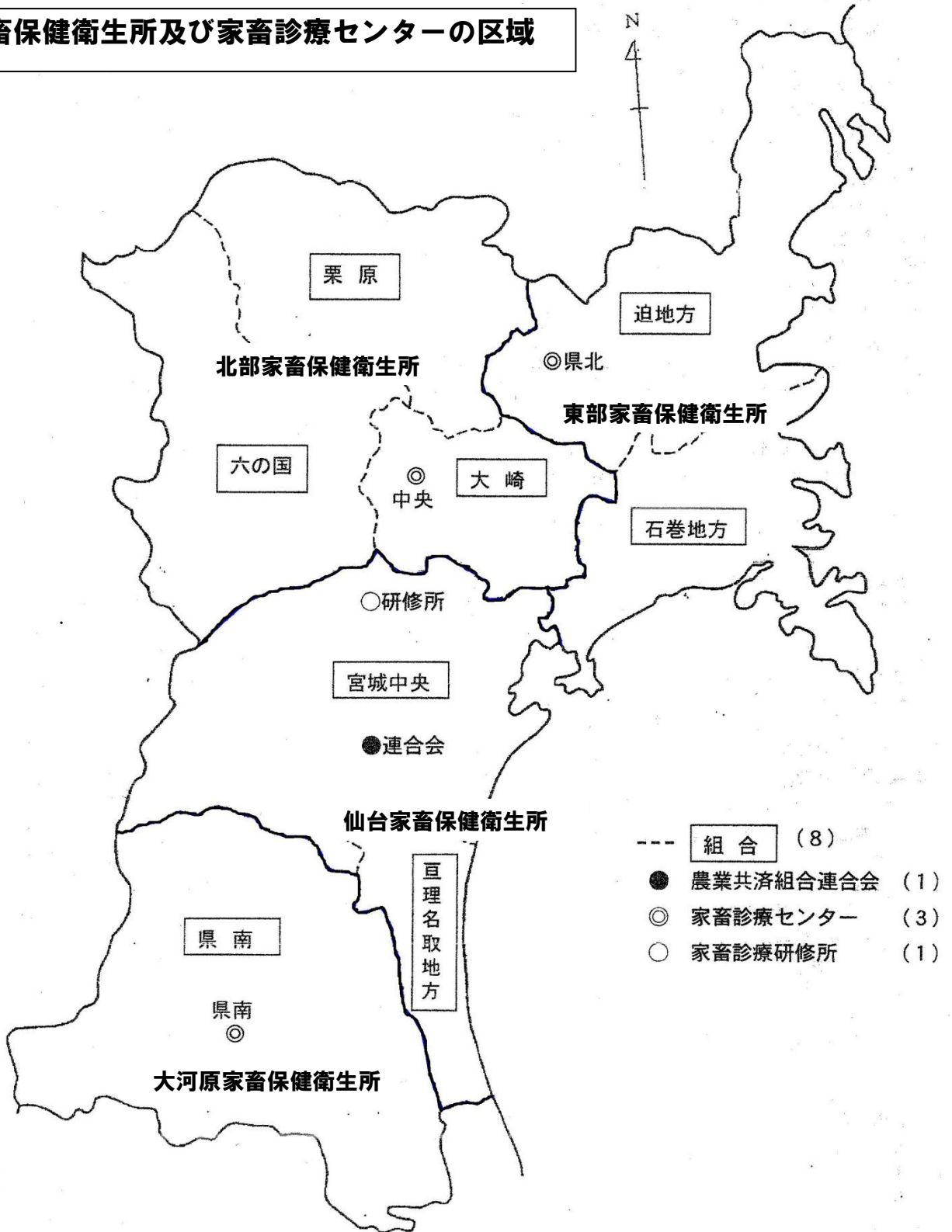
家畜伝染病の発生予防のための自衛防疫は、家畜の生産者や関係団体等が、その経済活動の一環として自ら行うべきものであり、国や県、市町村は、自衛防疫を推進する立場にある。本県では、社団法人宮城県畜産協会が中心となって、自衛防疫を推進している。

#### 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け

<獣医療法第15条>株式会社日本政策金融公庫は、都道府県知事の認定を受けた者に対し、畜産業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であって当該認定に係る診療施設整備計画に従って診療施設の整備を実施するために必要なもののうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

# 参 考 资 料

**家畜保健衛生所及び家畜診療センターの区域**





◆ 獣医師法22条届出概況表①【平成24年12月】

届出者総数	国家公務員				都道府県職員				その他												
	農林畜産		公衆衛生		農林畜産		公衆衛生		小計	その他											
	行政機関	試験研究機関	検査指導機関	小計	行政機関	試験研究機関	検査指導機関	小計													
男性/計	474	427	3	2	1	1	1	104	45	5	34	6	50	5	24	21	1	5	3	3	
20代	22	22	1	1			1	8	4	4	3	1	4	1	1	3					
30代	89	89						15	7	1	6		7			7					
40代	103	102						26	12	3	7	2	13	2	7	4				1	1
50代	137	137						49	21	1	17	3	22	3	15	4			4	2	2
60代	79	72	1	1				5	1		1		4	1	1	3					
70代	31	17						1												1	
80代以上	33	8																			
平均年齢	53	50	38	44	26		62	48	47	46	47	48	48	50	51	43		43	70	53	53
女性/計	157	143						39	16	2	13	1	18		11	7					3
20代	21	16						2	2		1	1									
30代	62	59						18	8		8		6		3	3					2
40代	39	36						10	2	1	1		8		4	4					
50代	27	27						9	4	1	3		4		4						1
60代	8	5																			
70代																					
80代以上																					
平均年齢	40	41						41	40	48	40	28	43		44	41		37	40		40
計	631	570	3	2	1		1	143	61	7	47	7	68	5	35	28		1	7	6	6
20代	43	38	2	1	1			10	6	4	4	2	4		1	3					
30代	131	128						33	15	1	14		13		3	10			3	2	2
40代	142	138						36	14	4	8	2	21	2	11	8				1	1
50代	164	164						58	25	2	20	3	26	3	19	4			4	3	3
60代	87	77	1	1				5	1		1		4		1	3					
70代	31	17						1											1		
80代以上	33	8																			
平均年齢	50	48	38	44	26		62	46	45	46	45	45	46	50	49	43		70	47	47	47









# 【宮城県】 監視伝染病発生状況

宮城県農林水産部畜産課

## ●法定伝染病（平成25年2月末日現在）

畜種	疾病名	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
		戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
牛	ヨ一ネ病(乳用牛)	8	15	9	10	3	12	10	12	4	12	2	3	1	2		
牛	ヨ一ネ病(肉用牛)	3	3	2	3	2	2	1	1	4	31	4	13	6	12	1	1

## ●届出伝染病（平成24年10月末日現在）

畜種	疾病名	平成18年		平成19年		平成20年		平成21年		平成22年		平成23年		平成24年		平成25年	
		戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
牛	牛白血病	15	15	9	9	6	6	12	12	7	7	1	1	10	10	4	4
	破傷風			1	1	1	1			1	1	1	1	1	1		
	牛ウイルス性下痢・粘膜病	1	1														
	アカバネ病									21	21	48	52				
	サルモネラ症															1	2
	ネオスポラ症			1	1			1	1								
豚	豚丹毒	33	42	24	36	27	42	13	15	13	28	10	11	11	15	2	4
	豚繁殖・呼吸障害症候群	2	4														
	サルモネラ症			1	2	2	2	1	6			1	1				
	豚赤痢											4	5				
鶏	鶏白血病					1	1										
	サルモネラ症																
	ロイコチトゾーン病			1	5												
	マレック病					1	1			1	2						
馬	馬インフルエンザ					1	6										

※ 集計は年次(1月～12月)

※ 法定伝染病は実戸数、届出は月報上新発生農場数。





